計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、同号イの規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同条第三項の規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

平成二十八年四月一日　国土交通大臣　石井　啓一

ＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

第一　適用の範囲

ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一　高さが六十メートルを超える建築物　第十一に指定する耐久性等関係規定（以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合し、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

二　高さが三十一メートルを超え、又は地階を除く階数が四以上の建築物（前号に掲げるものを除く。）　次のいずれかに適合するものであること。

イ　第二から第七までに規定する技術的基準（第十二に指定するものを除く。）に適合し、かつ、第八に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

ロ　耐久性等関係規定に適合し、かつ、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条第二項第一号ロに規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

ハ　前号に定める基準に適合するものであること。

三　高さが三十一メートル以下及び地階を除く階数が三以下の建築物（次号に掲げる建築物を除く。）　次のいずれかに適合するものであること。

イ　第二から第七までに規定する技術的基準に適合し、かつ、第九に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

ロ　前二号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

四　高さが十三メートル以下、軒の高さが九メートル以下及び地階を除く階数が三以下の建築物　次のいずれかに適合するものであること。

イ　第二から第七までに規定する技術的基準に適合し、かつ、第十に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

ロ　前三号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

第二　材料

一　構造耐力上主要な部分（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する直交集成板は、直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号。以下「直交集成板規格」という。）に規定する直交集成板又は法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第十九号ニ及び第二第十八号ニの規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した直交集成板（これらの直交集成板の各ラミナの厚さが二十四ミリメートル以下三十六ミリメートル以下である場合に限る。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、直交集成板の材料特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。）とすること。

二　構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から第六号までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

三　接合部に使用する材料は、その種類に応じて構造耐力上必要な品質を有するものとすること。

第三　土台

一　構造耐力上主要な部分である土台を設ける場合にあっては、当該土台は基礎に緊結しなければならない。

二　構造耐力上主要な部分である土台を設ける場合にあっては、当該土台の幅は当該土台の上部に設ける耐力壁の厚さと同寸法以上にしなければならない。

第四　床版

一　床版は、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁（最下階に床版を設ける場合にあっては、土台又は基礎）に伝えることができる剛性及び耐力を有する構造としなければならない。ただし、建築物に作用する水平力を負担しない部分については、この限りでない。

二　床版に床パネル（一の直交集成板で次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、床パネルとして使用する直交集成板の外層ラミナの方向は、当該床パネルの長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。

イ　形状が矩形であり、かつ、構造耐力上支障のある開口部又は欠き込み（以下「開口部等」という。）を設けないもの

ロ　形状が矩形であるものに開口部等を設けたもので、かつ、開口部等を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するように当該開口部等の周囲が補強されているもの

ハ　形状が矩形であるものに開口部等を設けたもので、かつ、当該床パネルの剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行うもの

三　床版に床パネルを使用する場合にあっては、床パネルは、平行する二つの壁又ははりによって、構造耐力上有効に支持しなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上及び使用上支障のないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

四　床版に床パネルを使用する場合にあっては、床パネル相互は、構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、床パネル相互が接する線と耐力壁線が交さする部分は、当該部分に生ずる引張応力を伝えるように緊結しなければならない。

五　吹抜きその他床版を設けない部分で外壁に接する部分は、はりを設けることその他の方法により風圧力その他の外力に対して構造耐力上有効に補強しなければならない。

第五　壁等

一　耐力壁は、壁パネル（次に掲げるものをいう。以下同じ。）を使用したものとし、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように釣合いよく配置するとともに、ＣＬＴパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルを除き、床版の上部に配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

イ　無開口壁パネル（一の直交集成板で第四第二号イからハまでのいずれかに該当するもの。以下同じ。）

ロ　有開口壁パネル（開口部等を有する一の直交集成板でイに規定する無開口壁パネルに該当しないものをいう。以下同じ。）であって、垂れ壁部分（当該開口部等の直上の部分をいう。以下同じ。）、腰壁部分（当該開口部等の直下の部分をいう。以下同じ。）及び袖壁部分（腰壁部分及び垂れ壁部分以外の部分をいう。以下同じ。）がそれぞれ第四第二号イからハまでのいずれかに該当するもの

二　壁パネルとして使用する直交集成板の外層ラミナの方向は、当該壁パネルの長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。